

令和2年度地域型住宅グリーン化事業 補正予算に係る 着工前の現地写真等に写し込む看板情報等、実施に関するお知らせについて

交付申請マニュアルの公開に伴い、決定していなかった事項などについて実施支援室からご案内いたします。施工事業者等のグループ関係者と共有し実施してください。

1. マニュアルの公表について

本日、マニュアルを公表いたしました。

グループ事務局、施工事業者におかれましては、**交付申請等手続きマニュアル等を必ずよく確認し、理解したのちに手続きや事業を実施**してください。

これらに基づかない場合には、補助金が交付されない、または交付決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

本日公表したマニュアルは、手続きの関係上「暫定版」となっていますが、申請ツール登録開始日に改めて公表いたします。

2. 着手、着工が可能となる日について

補正予算成立日は、**令和3年1月28日（木）**です。

補正予算において対象となる住宅は、**着手（請負は契約の締結、売買は着工）が令和3年1月28日から令和3年3月31日までの期間のもの**です。なお、請負の着工も令和3年1月28日以降に可能となります。

期間が限られていますのでご注意ください。

3. 「着工前の現地写真」「着工直後の現地写真」に写し込む看板に記載する文字等について

「着工前の現地写真（請負・売買）」及び「着工直後の現地写真（売買）」には、補正予算用の文字「**G128**」「**撮影日（〇月〇日）**」「**建築主名または物件名**」を記載した看板を必ず入れてください。**グループ事務局は施工事業者への周知徹底**を行ってください。

なお、必要な事項が不足し本事業の要件を満たしていることや実施していることが確認できない場合は補助金をお支払いしません。

4. 若者・子育て世帯加算の補助額について

要件を満たす場合、予算の範囲内で加算できる補助額は**1戸当たり30万円**です。

5. 未完了報告の手続きについて

交付申請時に事業完了時期に関する**工事の状況調査報告（未完了報告）（指定書式）**を提出していただきます。提出されない場合は、完了実績報告を受け付けることができませんのでご注意ください。

報告書の報告日は、交付申請日と同日としてください。

6. 今後のスケジュール（参考）

- R3. 1. 29 実施支援室 補正予算用のホームページ開設
補正予算用のマニュアル（第1章～第3章）【暫定版】の公表
- R3. 2. 前半 申請ツール登録開始日のお知らせ
※申請ツールの公開・登録開始に先立ちお知らせいたします。
- R3. 2. 前半 申請ツール公開・登録開始、交付申請受付開始
補正予算用のマニュアル（第1章～第3章）の公表※
※【暫定版】から変更があった場合はお知らせいたします。
様式データ等の公表

交付申請書類は、申請ツール登録後 30 日以内に受付となるよう提出してください。
申請ツール登録後 30 日以内に受付とならない場合は、登録情報は削除され失効します。

- R3. 3. 31 申請ツール登録期限
- R3. 4. 30 交付申請書類提出期限
- R3. 11. 30 完了実績報告提出期限

7. 交付申請等に関する注意点

- ・実施支援室や評価事務局からのお知らせは、申請ツールにより行われますので、最新情報は常に確認し実施してください。
- ・令和2年度補正予算により本事業を実施する際は、申請ツール、マニュアル、様式等、すべて補正予算用として公開するものを使用して下さい。
- ・当初予算で申請ツール登録し失効した住宅や交付申請している住宅を取り下げ、廃止し、補正予算に切り替えて交付申請することはできません。（切り替えが発覚した場合は、当初予算、補正予算のどちらにも申請できなくなる恐れがございます。）

長寿命型等実施支援室
高度省エネ型等実施支援室

210129